## 公告第374号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定及び喜多方市財務規則(平成18年喜多方市規 則第47号)第112条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

## 令和7年11月19日

## 喜多方市長 遠藤 忠一

1	発 注		課	選挙管理委員会事務局	
2	業務	番	号	市長選-第2号	
3	業	務	名	喜多方市長選挙ポスター掲示場設置・維持管理・撤去業務委託	
4	業務	場	所	発注者の指定する場所(喜多方市内)	
5	業務	種	別	業務委託	
6	業務	概	要	ポスター掲示場 310箇所の設置・維持管理・撤去	
7	業務	期	間	契約締結の日から令和8年2月5日(木)まで	
8	最 低 #	削 限 個	<b>格</b>	設定する(最低制限価格を下回った額での入札は失格とする)	
9	入札参江	加資格	要件	入札に参加できるのは、入札時(開札時)において(1)から(7)に掲げる要件をすべ て満たしている者とする。	
	(1)令和7・8年度喜多方市工事等請負有資格者名簿に登録されていること。				
	(2)市内業者であること。(※17 その他(3)参照)				
	(3)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。				
	(4)この案	件に参加	口する他	の入札参加者と資本関係または人的関係がないこと。	
	(5)喜多方市建設工事等入札参加資格制限措置要綱に定める措置期間中でないこと。または措置期 していること。				
	(6)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再 生手続中の者でないこと。				
	(7)登録内容			本市において役務等の提供の『人材派遣サービス』または『その他』に希望登録の ある者。	
10	入札参加の申込			入札参加を希望する者は以下により入札参加申請書を提出すること。	
	(1)提出書	類		制限付一般競争入札参加申請書(様式第3号)	
	(2)提出方	法		電子メール※、持参、又は郵送の方法により提出すること。 ※電子メールにより提出する場合は、事前に登録が必要	
	(3)提出先			ア 電子メールの場合 登録の際に通知したアドレスへ所定の方法により送付(送信)すること。 イ 郵送又は持参する場合 〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244番地2 喜多方市役所 総務部 財政課(契約検査班) 電話番号 0241-24-5279	
	(4)申込受付期間			令和7年11月19日(水)から令和7年11月25日(火)午後5時まで	

(1)閲覧場所	すること。			
12   設計図書等への質問				
(1)質問方法 質問書(様式第1号)を電子メール、FAX又は持参の方法により提出 選挙管理委員会事務局 電子メール senkyo@city.kitakata.fukushima.jp FAX0241-24-5281 (3)質問期間 令和7年11月19日(水)から令和7年11月21日(金)正午まで (4)質問書回答期限 令和7年11月21日(金) 電子メール等により回答し、設計図書閲覧場所において質問書と併閲覧に供する。なお、市ホームページにて質問・回答を公表します。				
(2)質問書提出先 選挙管理委員会事務局 電子メール senkyo@city.kitakata.fukushima.jp FAX0241-24-5281 (3)質問期間 令和7年11月19日(水)から令和7年11月21日(金)正午まで (4)質問書回答期限 令和7年11月21日(金) 電子メール等により回答し、設計図書閲覧場所において質問書と併 閲覧に供する。なお、市ホームページにて質問・回答を公表します。 13 入札方法等 (1)入札方法 郵便等(郵送又は直接提出)による入札 (2)郵送等の方法 一般書留・簡易書留のいずれかの方法により郵送、又は直接提出す 〒966-8601 福島県喜多方市宇御清水東7244番地2 喜多方市役所 総務部 財政課(契約検査班)※直接提出される場合、市保健センター3階の事務室が提出先となり、14)到着(提出)期限 令和7年11月25日(火)上記期日までに到着するように郵送(提出)すること。 入札書(様式第5号の3)・入札書は、市指定様式を使用すること。・入札書の封入方法及び封筒の記載方法については、「制限付一般制度の手引き」に示す方法によること。				
(2)質問書提出先 電子メール senkyo@city.kitakata.fukushima.jp FAX0241-24-5281 (3)質問期間 令和7年11月19日(水)から令和7年11月21日(金)正午まで (4)質問書回答期限 令和7年11月21日(金) (5)回答方法 電子メール等により回答し、設計図書閲覧場所において質問書と併閲覧に供する。なお、市ホームページにて質問・回答を公表します。  13 入札方法等 (1)入札方法 郵便等(郵送又は直接提出)による入札 (2)郵送等の方法 一般書留・簡易書留のいずれかの方法により郵送、又は直接提出す	せてその写しを			
(4)質問書回答期限	せてその写しを			
(5)回答方法 電子メール等により回答し、設計図書閲覧場所において質問書と併し閲覧に供する。なお、市ホームページにて質問・回答を公表します。  13 入札方法等 (1)入札方法 郵便等(郵送又は直接提出)による入札 (2)郵送等の方法 一般書留・簡易書留のいずれかの方法により郵送、又は直接提出す 〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244番地2 喜多方市役所 総務部 財政課(契約検査班)※直接提出される場合、市保健センター3階の事務室が提出先となり、 ※直接提出される場合、市保健センター3階の事務室が提出先となり、 ※1 ※1 ※1 ※1 ※1 ※1 ※1 ※1 ※1 ※1 ※1 ※1 ※1	せてその写しを			
13	せてその写しを			
(1)入札方法 郵便等(郵送又は直接提出)による入札 (2)郵送等の方法 一般書留・簡易書留のいずれかの方法により郵送、又は直接提出す 〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244番地2 喜多方市役所 総務部 財政課(契約検査班) ※直接提出される場合、市保健センター3階の事務室が提出先となり 令和7年11月25日(火) 上記期日までに到着するように郵送(提出)すること。 ・入札書(様式第5号の3) ・入札書は、市指定様式を使用すること。 ・入札書の封入方法及び封筒の記載方法については、「制限付一般制度の手引き」に示す方法によること。				
(2)郵送等の方法 一般書留・簡易書留のいずれかの方法により郵送、又は直接提出す 〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244番地2 喜多方市役所 総務部 財政課(契約検査班) ※直接提出される場合、市保健センター3階の事務室が提出先となり 令和7年11月25日(火) 上記期日までに到着するように郵送(提出)すること。  (4)到着(提出)期限 入札書(様式第5号の3) ・入札書は、市指定様式を使用すること。・入札書の封入方法及び封筒の記載方法については、「制限付一般制度の手引き」に示す方法によること。				
(3)郵送(提出)先  〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244番地2 喜多方市役所 総務部 財政課(契約検査班) ※直接提出される場合、市保健センター3階の事務室が提出先となり 令和7年11月25日(火) 上記期日までに到着するように郵送(提出)すること。  入札書(様式第5号の3) ・入札書は、市指定様式を使用すること。 ・入札書の封入方法及び封筒の記載方法については、「制限付一般制度の手引き」に示す方法によること。				
(3)郵送(提出)先 喜多方市役所 総務部 財政課(契約検査班) ※直接提出される場合、市保健センター3階の事務室が提出先となり 令和7年11月25日(火) 上記期日までに到着するように郵送(提出)すること。  (5)提出書類 入札書(様式第5号の3)・入札書は、市指定様式を使用すること。・入札書の封入方法及び封筒の記載方法については、「制限付一般制度の手引き」に示す方法によること。	ること。			
(4)到有(提出)期限 上記期日までに到着するように郵送(提出)すること。	Jます。			
・入札書は、市指定様式を使用すること。 ・入札書の封入方法及び封筒の記載方法については、「制限付一般制度の手引き」に示す方法によること。				
	競争入札			
(1)開札日時 令和7年11月26日(水) 午前10時00分	開札日時等			
(2)開札場所 喜多方市役所保健センター 3階 第3会議室				
2回を限度とする。ただし、初度の入札において最低制限価格未満のは、再入札(2回目)に参加できないものとする。 (3)入札回数 なお、初度の入札において予定価格の範囲内の入札が無い場合は、こととするが、当該入札書の郵送(提出)期限、開札日については、通連絡する。	、再入札を行う			
15 入札保証金 免除とする。				
16 契約事項 (1)喜多方市財務規則及び委託契約約款に基づき契約を締結する。				
(2)本契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を受けるが成立するものとする。				
(3)契約保証金は、喜多方市財務規則第97条の規定による。 ただし、同規則第98条第1項各号のいずれかに該当する場合は免	たときに本契			
17 その他 (1)本公告に係る様式等については、契約担当課(財政課(契約検査: 所住民課)で受け取るか、市ホームページよりダウンロードして使用で				
(2)不明な点については選挙管理委員会事務局(0241-24-5258)に確	除する。 班)、各総合支			

(3)市内業者とは、<u>喜多方市内に本店を有する者、又は喜多方市内に支店若しくは</u> 営業所等を有する者で次に掲げる要件アから工をすべて満たす者をいう。

ア 支店又は営業所等に見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられている委任先であること。

イ「法人設立事業所等設置申告書」が、市税務課で受付され、法人市民税を納付 している者であること。

ウ 直近の法人市民税の確定申告等における本市分の従業者数が2名以上であること。

エ 市内に支店若しくは営業所等を開設してから、継続して10年を経過していること。

(4)入札参加者が次のアからケのいずれかに該当した場合は、当該入札を無効とする。

なお、詳細は「制限付一般競争入札制度の手引き」による。

ア 入札参加資格のない者がした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札(郵便等による入札を除く。)

ウ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした 者の入札

エ 1人で2通以上提出した入札

オ 記名押印を欠く入札

カ 金額を訂正した入札

キ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札

ク 談合その他の不正行為と認められる入札

ケ 法令又は市が指定した事項に違反した入札